## 登録の流れ

宣言の登録は専用のポータルサイトで行います。(<u>https://www.biz-partnership.jp/index.html</u>) 宣言文のひな形をダウンロードし、記載要領に従って完成させた宣言文を、 ポータルサイト上にアップロードし、必須項目を入力して登録します。

<b>①サイトメ</b>	-ב=	の「登録方法」をクリックする。
☆パートナーシップ 構築宣言 開興		パートナージップ 横葉宣言とは 宣言するメリット 宣言の登録 会議・イベント 登録企業リスト お知らせ FAQ・お問合せ
	大企業と中小持続可能な	A 企業が共に成長できる 関係を構築するために!
バートナー: 構築宣言	ンップ とは	普例集           登録方法           登録               登録
お知らせ	2025.04.07 2025.03.07	「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(19次降切分)を申請される事業 者で、「パートナーシップ構築宣言」の公開を希望される方は令和7年4月14日(月)17時 までに登録申請をしてください。4月14日(月)17時以降に登録申請いただいた場合、4月 24日までの公開が出来かねますので予めご了承ください。 第3回パートナーシップ構築シンポジウムを開催します。 [開催日程]2025年3月13日(木) 「問催時間114時30分~16時05分

### ②宣言文のひな形をダウンロードし、記載要領に したがって宣言文を作成し、PDF形式で保存する。

९−トナーシップ 購築宣言	パートナーシップ 構築宣言とは	宣言の登録 会議	・イベント	登録企業リスト	お知らせ	FAQ・お
HOME > 登録方法						
登録方法						
登録の流れ						
登録の前に						
	<ul> <li>         社内体制の確認         ✓ パートナーシップ構築宣言は、代名前で宣言するものであること、登録後は企業名、代表者名を含むがポータルサイトに公開されるこ認。         ✓ パートナーシップ構築宣言では、         ✓ パートナーシップ構築宣言では、         ●</li></ul>				表者の また、 注 こ を 確 下 請 中	
	-		小企業振り 守を含めて 準」の内容	■法に基づく て宣言いただ・ 容を確認。	「振興基準 くため、	<sup></sup> しの遵 「振興基
STEP1 準備						



# 登録の流れ

#### 

## ④必須項目を入力する

#### 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」を PDF でアップロードしてください。 宣言文の内容が、事実に即していない場合、ポータルサイトにアップロードできませんので、 ひな形、記載見本、 記載要領は、登録方法をご覧ください。(登録方法へリンク)

<b>企業名</b> ※法人格と社名の間は空けないでください。	例:株式会社パートナーシップ構築宣言
<ul> <li>企業名(ふりがな)</li> <li>※法人格は入力しないでください。</li> </ul>	例:ぱーとなーしっぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)
法人番号         必須           ※詳細は国税庁HPをご覧ください。         ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。	例:1234567890123 <mark>(13桁の半角数字)</mark> 〇 個人事業主

■ プライバシーボリシー(内容を確認し、チェックしてください) ※3 ご入力いただいた情報はプライバシーボリシーに則り使用させていただきます。

🗌 同意する

■ 代表者による宣言(内容を確認し、チェックしてください) ※須
○ 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。

# ⑤作成した宣言文をPDF形式でアップロードする。 ⑥「入力内容の確認」をクリックし、 「登録する」を選択する。

■「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

5 ファイルを選択 選択されていません ※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

■ 宣誓書(内容を確認し、チェックしてください) 👧

□ 以下の事項について宣誓します。

- 役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がいないこと。
- 暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
- ・申請前1年間に下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第7条の規定に基づく勧告、私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和23年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第20条の規定に基づく排除措置命令を受けた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。
- 申請前1年間に下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第4条の規定に基づく指導を受けた場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。
- ・ 宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。この場合において、取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。
- **プライバシーポリシー**(内容を確認し、チェックしてください) <u>必須</u>

ご入力いただいた情報はプライバシーポリシーに則り使用させていただきます。

🗌 同意する

- 代表者による宣言(内容を確認し、チェックしてください) 必須
  - 代表者が宣言文の内容を確認した上で、代表者の名前で宣言します。



ご登録いただきましたデータ(個人情報を含む)は未来を拓くパートナーシップ構築推 進会議事務局(内閣府、中小企業庁)および全国中小企業振興機関協会の間で共有させ ていただきます。